

地震により施設が被災した場合の設備機器に関する 注意事項

1. 震災後に停電している施設について

- (1) 危険ですので自ら受変電設備を操作しないでください。
- (2) 防災設備（消火設備、排煙設備、自動火災報知設備等）が作動しない可能性があるため、平常時に増して火災発生時に在庁者を速やかに避難誘導できる体制を整えてください。

※周囲の施設が復電しているのに当該施設が復電しない場合は、電気主任技術者（保安協会等）、施工業者に連絡してください。

※受変電設備がない場合は、契約している電力会社等に連絡してください。

2. 浸水した施設について

- (1) 電気室が浸水した場合は、自ら受変電設備を操作せず、電気主任技術者（保安協会等）、施工業者に連絡してください。
- (2) 浸水した可能性が高い電気製品やコンセントは使用せず、使用禁止の表示を行ってください。

3. 自家発電設備が稼働している施設について

- (1) 自家発電設備から異常な音、臭い、黒煙又は燃料漏れが発生していないことを確認してください。
- (2) 異常な状態が継続している場合は、自家発電設備を停止させ、電気主任技術者（保安協会等）、施工業者に連絡してください。

※自家発電設備の運転中は燃料残量に注意してください。

4. 室内の電気設備について

- (1) 倒れた什器などで電気製品や配線が潰れていればコンセントを抜き、天井から照明器具や配線がたれ落ちていればその部分のブレーカーを切ってください。

5. 震災後の施設の給排水、ガス設備について

- (1) 燃焼を伴う機器が停止している場合は、安全が確認できるまで使用禁止の表示をしてください。
- (2) 断水後に上水が復旧したとしても、水質の安全が確認できるまでは、直接飲まないように給水栓に表示をしてください。
- (3) 排水管が損傷しているおそれがある場合は、漏水のリスクをできるだけ小さくするため、排水経路が短い1階などのトイレに使用を限定する等の対応を図ってください。

※たとえ損傷がないように見える場合でも、調査を専門家（施工業者等）に依頼してください。

6. エレベーター設備について

- (1) 自動停止しているエレベーターは、故障、事故等のおそれがあるため、自ら再始動しないでください。製造メーカー又は保守業務契約をしている業者に点検を依頼してください。